サービス収支	−4,013	−3,342	−3,917
（対前年同月比）	（2.4）	（−10.8）	（15.6）
第一次所得収支	14,129	10,173	13,425
（対前年同月比）	（5.2）	（20.4）	（9.1）
第二次所得収支	−861	−1,003	−1,323
（対前年同月比）	（−34.9）	（29.8）	（—）
経常収支	614	1,872	−15,861
（対前年同月比）	（—）	（—）	（355.2）
資本移転等収支	−137	−112	−58
直接投資	12,230	9,850	11,184
証券投資	18,759	−2,771	−62,973
金融派生商品	5,666	6,357	5,418
その他投資	−39,286	−7,880	31,093
外貨準備	−953	−104	3,521
金融収支	−3,584	5,452	−11,757
誤差脱漏	−4,061	3,692	4,162

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わない ことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

鉱業法第142条の規定による公告

経済産業省公告第６号

下記の鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、却下の通知を送達することができないので、鉱業法第142条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

記

⑴　出願地　滋賀県大津市、甲賀市　出願人　滋賀県大津市中野二丁目１番５号　協和興業株式会社

⑵　出願地　大阪府泉南郡岬町、阪南市　出願人　大阪府大阪市北区西天満４丁目10番18号石之ビル３Ｆ　岩田　吟子

⑶　出願地　京都府京都市　出願人　兵庫県尼崎市立花町２丁目16番７号　福島　昌男

⑷　出願地　京都府亀岡市　出願人　大阪府箕面市西小路２丁目12番20号　松田　徳三

⑸　出願地　大阪府南河内郡太子町、河南町　出願人　大阪府羽曳野市向野３丁目11番５号　伏原　正訓

⑹　出願地　京都府南丹市　出願人　兵庫県芦屋市春日町15番５の405号　井口　正彦

平成27年３月17日　　近畿経済産業局長

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年３月17日　　九州経済産業局長　岸本　吉生

名　　称	株式会社ＮＵＣＳ
本店の所在地	宮崎県宮崎市千草町４番17号
登録番号	九州（包）第40号
営業廃止年月日	平成27年１月５日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年３月17日　　九州経済産業局長　岸本　吉生

名　　称	株式会社ＮＵＣＳ
本店の所在地	宮崎県宮崎市千草町４番17号
登録番号	九州（個）第19号―１
営業廃止年月日	平成27年１月５日

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第２７３号

群馬県前橋市石倉町５丁目９番16号　榛名ビル２階

申立人　上野　　猛

本籍群馬県前橋市日吉町３丁目13番地６、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成26年６月18日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和32年５月23日、職業無職

被相続人　亡　井上　昌活

催告期間満了日　平成27年９月30日

前橋家庭裁判所

平成２７年（家）第７０３９３号

東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所

申立人　三浦　　修

本籍東京都大田区大森南２丁目419番地、最後の住所東京都大田区大森南２丁目６番３号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成25年２月28日、出生の場所東京市牛込区、出生年月日明治42年３月23日、職業無職

被相続人　亡　三枝　鶴子

催告期間満了日　平成27年９月30日

東京家庭裁判所

平成２７年（家）第５２号

鹿児島市鴨池新町１番３号司調センター20号

申立人　宮内　達郎

本籍鹿児島県鹿児島市岡之原町3496番地、最後の住所鹿児島県いちき串木野市緑町13番地、死亡の場所鹿児島県いちき串木野市、死亡年月日平成24年１月12日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和25年１月18日、職業無職

被相続人　亡　福留　勝美

催告期間満了日　平成27年９月25日

鹿児島家庭裁判所

平成２７年（家）第８０号

鹿児島市真砂本町27番５号前田ビル１階

申立人　竹之下真哉

本籍鹿児島市山田町3694番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鹿児島市、死亡年月日平成23年３月10日、出生の場所鹿児島県鹿児島郡谷山町、出生年月日昭和22年８月23日、職業無職

被相続人　亡　上川　逸男

催告期間満了日　平成27年９月25日

鹿児島家庭裁判所